

1 届出等の手続き

- ・ 届出は、行為に着手する日の30日前までとなっています。また、届出書は、正・副各一部ずつ提出願います。
- ・ 建築確認申請等の他の法的な手続きを要する行為については、それらの手続きに先立って届出を行ってください。
- ・ 確認申請を伴わない増築等についても、届出が必要となります。
- ・ 届出の内容に変更がある場合は、変更届出書を提出してください。
- ・ 行為が三鷹市まちづくり条例に規定する開発事業にも該当する場合は、本届出の手続きに先立って、同条例に規定する手続きを行ってください。
- ・ 地区計画に係る認定を受ける必要がある場合は、別途、特定行政庁等に該当する認定申請の手続きを行ってください。

2 届出書の添付図書

○：添付図書 ◎：法律により添付することが定められている図書

届出が必要な行為	案内図	区域図	設計図	配置図	平面図	立面図	施行図	その他	委任状
	縮尺：適宜	1/1000以上	1/100以上	1/100以上	1/50以上	1/50以上	1/100以上	縮尺：適宜	
	方位・道路及び目標となる地形地物等を表示	土地の区域、区域内及びその周辺の公共施設等を表示	切土・盛土の範囲、造成計画等を表示	敷地内の建築物等の位置を表示 ※6	各階のもの（工作物の建設の場合は、除く）	2面以上屋根及び外壁等の色彩・仕上げ等を表示	施行方法を表示	その他参考となるべき事項を記載した図書 ※7	届出を代理人に委任する場合に提出 ※8
土地の区画形質の変更（敷地の分割など）※1	○	◎	◎					◎	○
建築物の建築 ※2 工作物の建設 建築物等の用途の変更 ※3	○			◎	◎	◎		◎	○
建築物等の形態 又は意匠の変更 ※4	○			◎		◎		◎	○
門又は塀・垣又は さくの設置	○			◎	◎	◎		◎	○
木竹の伐採 ※5	○	◎					◎	◎	○

※1 都市計画法第29条第1項に基づく開発許可を要する行為は除きます。

※2 建築物の新築、増築、改築及び移転をいいます。

※3 地区整備計画で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※4 地区整備計画で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※5 地区整備計画で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。

※6 既存の道路と敷地、門・塀等の位置を記載するとともに、地区整備計画で「壁面の位置の制限」が定められている場合は壁面後退距離等も記載願います。

※7 地区整備計画で「敷地面積の最低限度の制限」が定められている場合、土地の登記簿謄本又は土地の売買契約書の写しを添付してください。また、「地区計画区域内における行為の届出書確認表」は、とじ込まず提出してください。

※8 委任された代理人（設計者等）の連絡先を記入願います。

※9 図面はA4サイズに左とじ折り込み、別記様式第11の2を表紙にして提出してください。

※10 敷地が2つの用途地域にわたる場合等は、都市計画証明の写しを添付していただく場合があります。

3 届出先

三鷹市 都市整備部 都市計画課 都市計画係（本庁舎 5階・55番窓口）

電話 0422-45-1151 内線 2811・2814・2815 Fax 0422-46-4745